

ふじた てつおさん / 昭和17年11月、津別町生まれ / 72歳 のりこさん/昭和20年3月、北見市生まれ/70歳/緑町在住

ています。

## 温

[444]

夫妻で ス 夕 フ ラワ

認 定

田

哲 男

典 子

さん さ

えた藤田さんご夫妻。

哲男さん

お兄さんとともに藤田木材

なったようです。

平成21年には自宅の庭を開放

典子さんも経理の仕事

縁あって昭和43年に所帯を構

れたものです。

推薦と講習会受講を経て認定さ

ラワー 夫妻は、 北海道の制度で、お二人は町の指導できる人を増やそうとする 配慮した花の使い方などを助言 花の育成管理、 した。 藤田哲男さんと典子さんのご マスター フラワー 平成24年にそろってフ まちなみ景観に の認定を受けま マスター とは、

もあり、 きました。 を彩る楽しみを共有するように れてくると、 う哲男さんですが、 は野菜作りに励みました」と笑 えて花の芽を抜いてしまうこと なりました。「最初は雑草と間違 きだったことから、 緒に庭仕事に精を出すように 典子さんが花を育てるのが好 花は奥さんに任せて私 一緒に花を育て庭 それでも慣 哲男さんも

仺

毎年、 るより、 た花々を、 まちの景観づくりにも尽力され 整備に積極的に参加するなど、 ニングの魅力を話す典子さん。 るのが楽しみです」と、 した。「花は摘み取って部屋に飾 するオープンガーデンを実施し、 ハラをはじめ丹精を込めて育て 春から夏には街路の花壇 庭に咲いたものを眺め 近隣の人に披露しま

【確定申告を忘れていたとき】

確定申告を忘れていたときは、

率を適用されることがあります。

及び延滞税が賦課される場合がありま過ぎてからの申告には、無申告加算税に申告をして下さい。 確定申告期限を

域の老人クラブや寿大学などで近のお気に入りは鳥羽一郎。地男さんはカラオケが好きで、最 凍彩会の代表として、 美声を響かせています。 それぞれの趣味としては、 町内の絵画愛好サー 典子さんは絵画に親し 町民文化 【確定申告の必要がなくても】 ありませんが、 以下)のみの場合、 担当までお問い合わせください。高くなるケースもありますので、

い場合があります。

申告をしない

%の場合、確定申告の義務はまたは年金収入 (400万

住民税申告を

した方が

町道民税や国民健康保険税等が会にます。...

共に家庭を築いて 暮らしを支える

などに就き、

## 間違っていた確定申告が

確定申告の内容で誤りがあった場 たときには

【税額を多く申告して 手続きは、 の訂正を求めることができます。 ら5年以内です。 更正の請求』をして、 それを訂正する手続きをします。 所得税確定申告提出期限か いたとき 正しい税額へ この

修正申告をした場合に比べ高い加算税額の更正を受けた場合には、自主的にとで修正申告をしたり、税務署から税ります。また税務署の調査を受けたあ 【税額を少なく申告していたとき】 することになります。 修正申告によっ 算税及び延滞税が賦課される場合が て新たに納める税額には、 修正申告』をして正しい税額に修正 れる場合があ過少申告加

問い合わせ先 ☎76-2151 税務担当(220・221) 収納担当(218)

青年団をサポー 事務局に9年勤務し、 に6年、東京の日本青年団協議会 幌の北海道青年団体協議会事務局 増進などに奮闘しています。 や社会体育を担当し、 た尾路さん。青年教育に携わっもともと北海道への愛着が強か トしてきました。 全国各地の

道在住ということも後押しとなっ

たようです。

現 在

津別町まちなか再生協議

った尾路さん。

ている尾路克彦さら。」「咖啡」「昨年4月から中央公民館に勤め 体育専門学校に進学。卒業後は札 社会教育グルー プで主に青年教育 後志管内蘭越町出身の尾路さん 倶知安高等学校から札幌社会 町民の体力

> 海道で暮らしたいと考た経験を活かしつつ、 んも北海道出身、両親4人も北海決意し現在に至っています。 奥さ き、「津別町の社会教育主事社会 る最後のチャンス」と思い応募を 人採用を知り、 これが北海道に戻 いと考えていたとうつ、いつかは北



おじ かつひこさん / 昭和53年6月生まれ / 津別 町役場(中央公民館)勤務

## 津別町 人づくり・まちづくり活動支援事業募集の

平成27年度 1回目

の発想が期待されます。の経験を活かした幅広い視野から会の委員も務めており、これまで

町では、『津別町人づくり・まちづくり活動支援事業』として、産業、福祉、芸術文化、 コミュニティー活動など様々な分野で地域の活性化を図ることを目的に、まちづ くりのリーダーの育成及び町民の自主的なまちづくり活動を支援しています。

平成27年4月1日(水)~平成27年4月20日(月)

次回の募集期間は、6月頃を予定しております。

人づくり活動支援事業 対 象 …町民が国内外で研修する事業

補助額…補助対象経費の1/2以内( 限度額:国内8万円、国外20万円)

まちづくり活動支援事業 対 象…町内の団体が既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動を行う事業 (過去に申請した団体でも別事業での申請が可能になりました)

> 補助額…補助対象経費の総額以内(限度額:100万円 下限額5万円)

補助対象外経費でも審査委員会で認められたものについては対象経費となります。

申請者は、必要書類提出後、審査会において審査委員に事業概要等を説明していただきます(プ 事業の承認 レゼンテーション)。そこでの審査の結果、事業が採択されます。

参 考(平成26年度に採択された事業)

《人づくり事業》指導者養成事業(ブロンズライセンスセミナー受講 ) JA女性協議会海外農業視察研修、グリーンアンドエコロジ ー基盤づくり事業、ニュージーランドにおける酪農と食文化

《まちづくり事業》ものそとフォーラム、つべつHappyママプロジェクト、楽ガキコンパネ祭りin相生、映画「妻の病 - 小体型認知症 」 自主上映事業

> 申請及び問い合わせ先 住民企画課 住民企画グループ ☎76 - 2151 (内線215)